

統計資料から見た

相 続

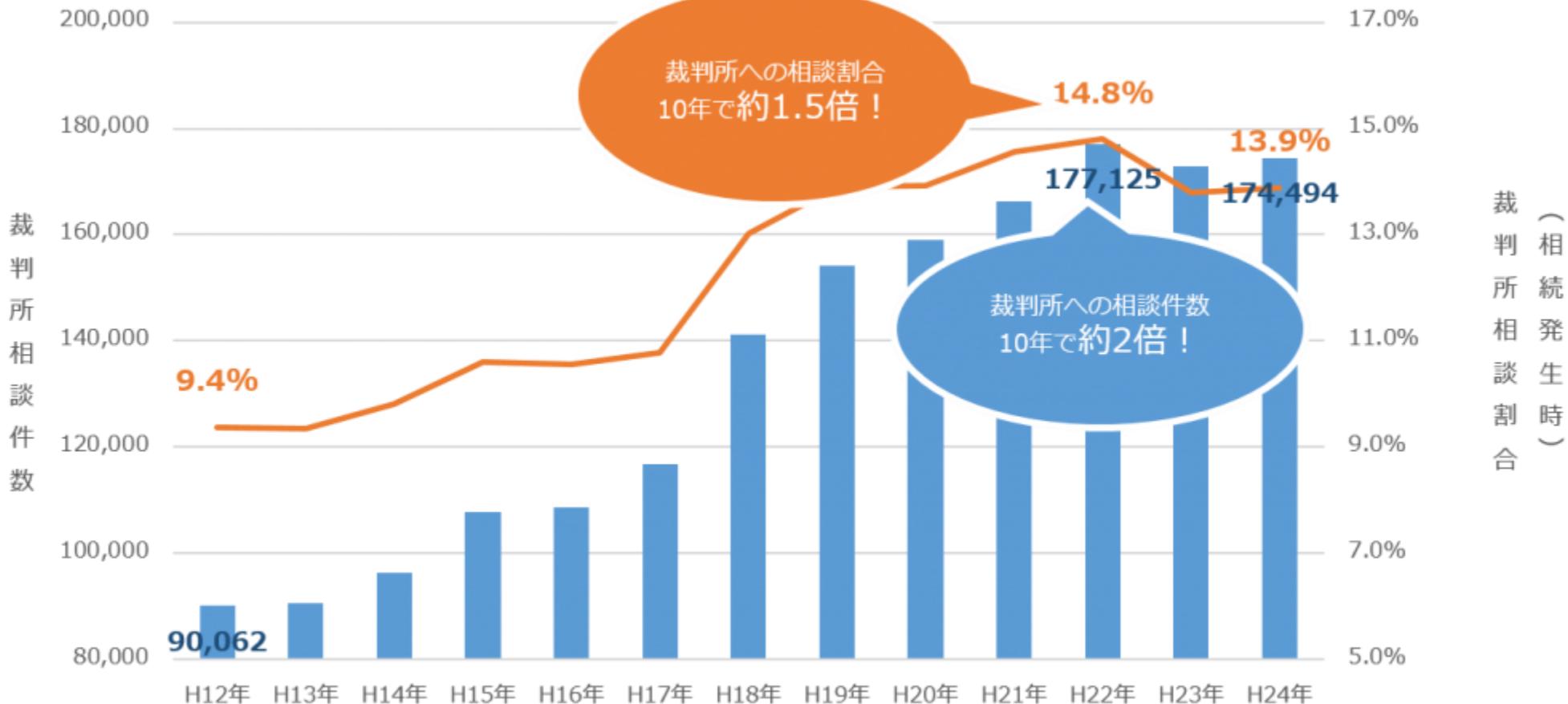
1. 裁判所相談件数に対する相続の相談割合

平成12～24年度の12年間で日本全国の家庭裁判所で発生している相続関連の相談件数を表しています。

これは、誰かが亡くなった時に、約15%の割合で裁判所へ相談していることになります。

【相続関連】 裁判所相談件数と相続発生時の相談割合

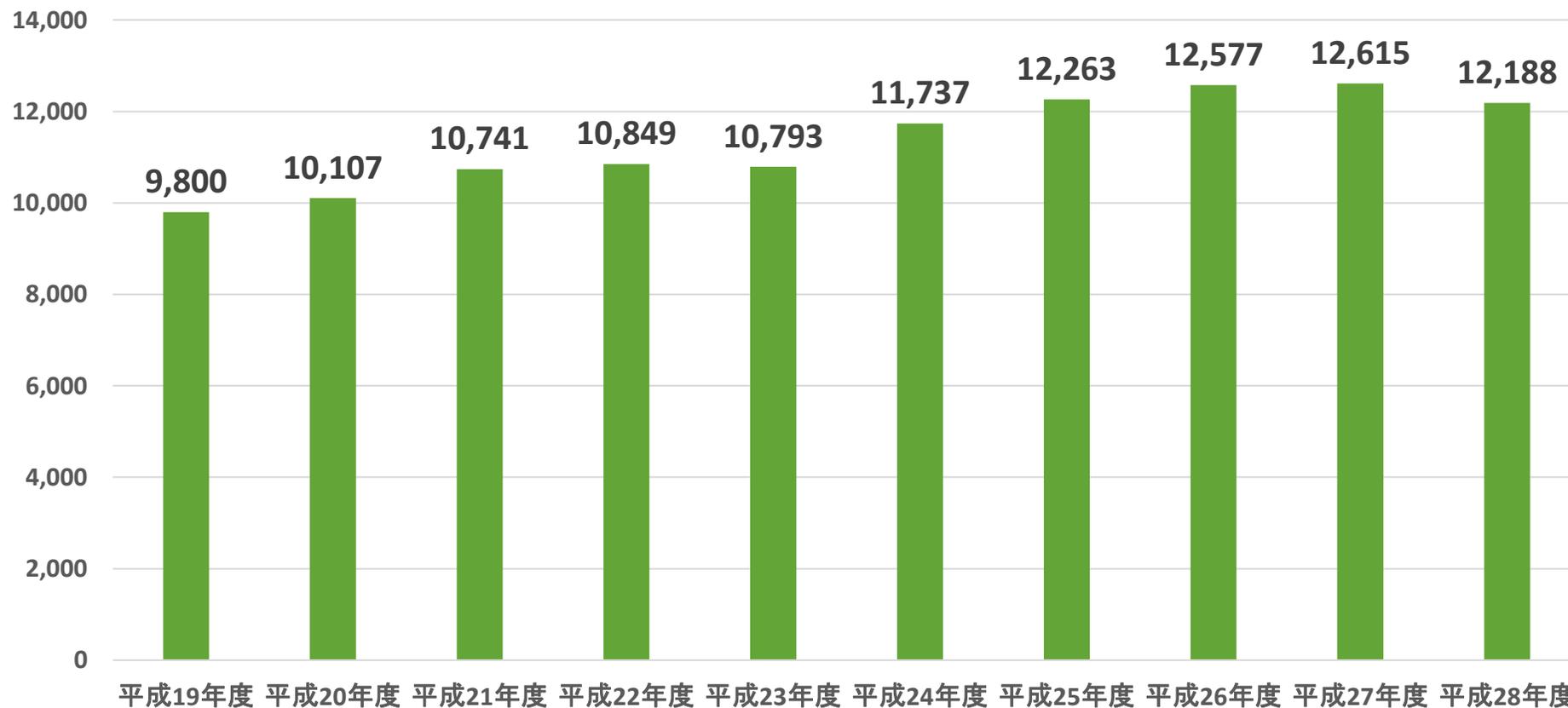
平成28年度司法統計



2. 遺産分割事件件数の推移

遺産分割事件の件数は年々増加しています。
平成19年度と平成28年度を比べてみると約1.24倍ほど増加しています。

家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件数の推移



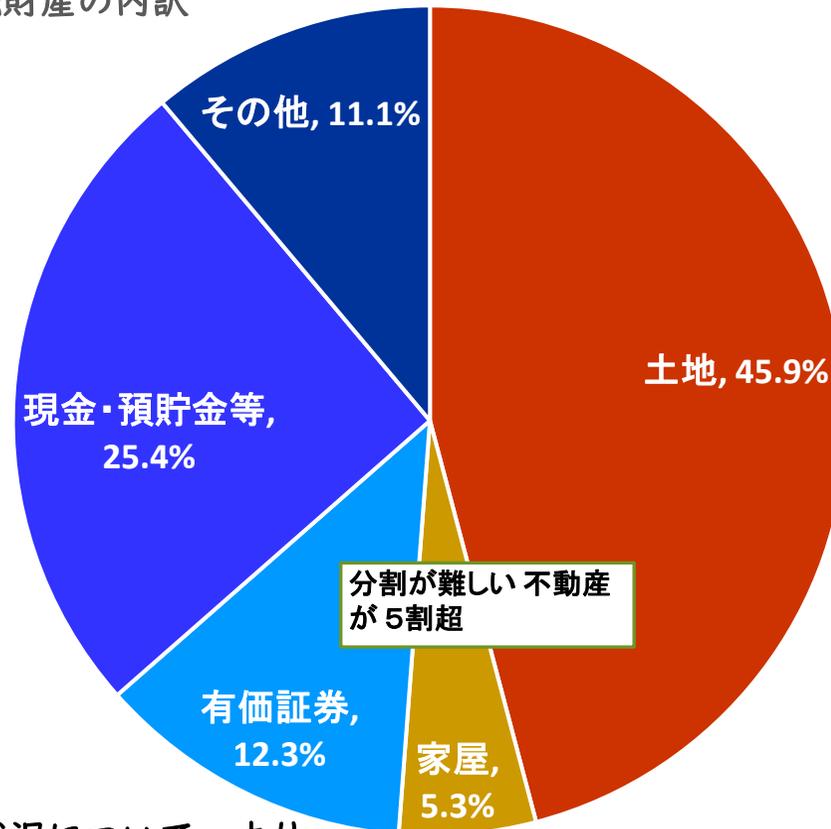
平成28年度司法統計

3. 平成24年の相続財産の内訳

相続財産の51.2%、半数以上が、「土地」や「家屋」など不動産で占められています。

生前に相続について検討をしていない場合、**不動産は分割が難しい**ため、残された家族がもめてしまうケースもあるようです。

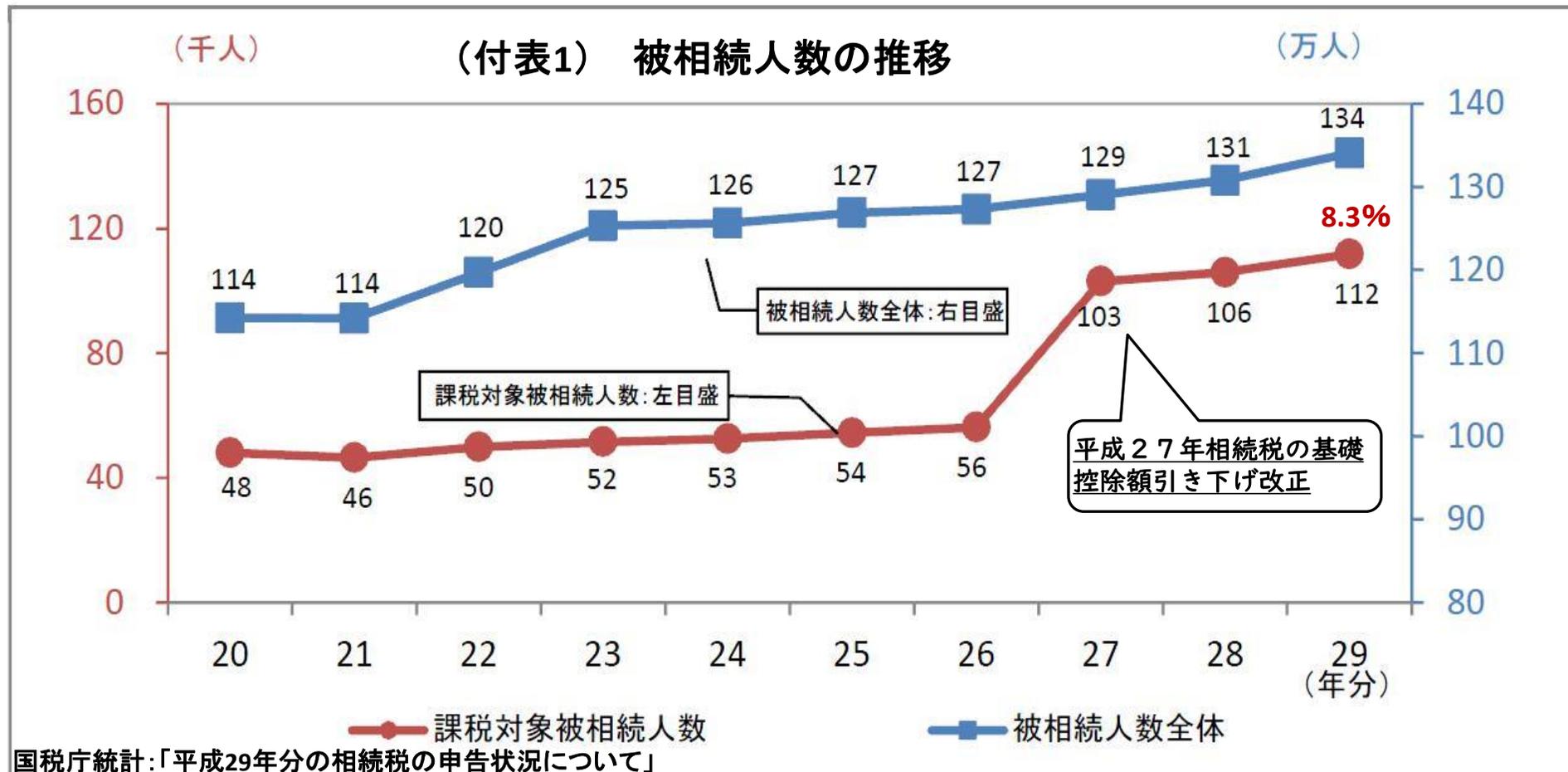
相続財産の内訳



国税庁「平成24年分の相続税の申告状況について」より

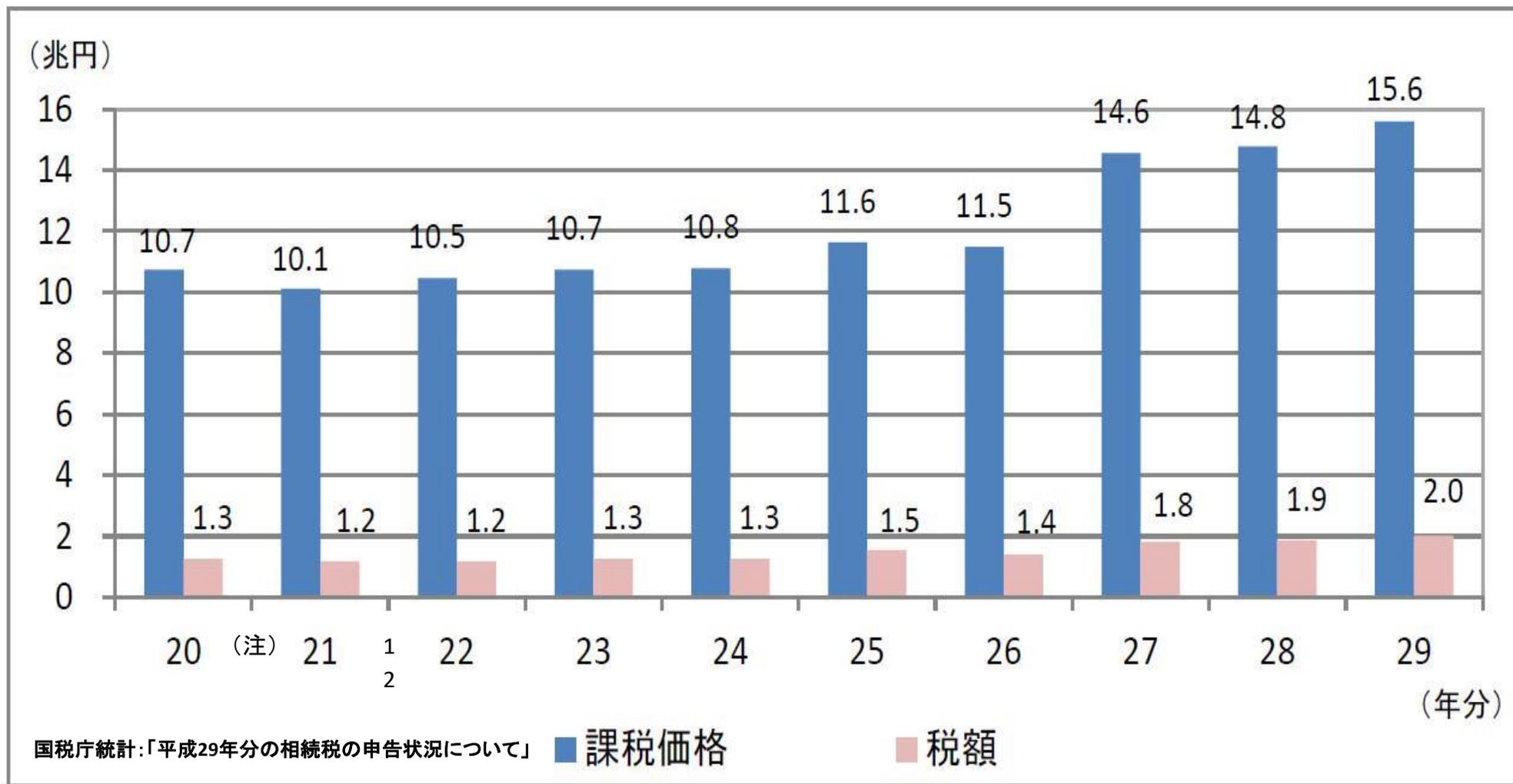
4. 被相続人数（死亡者数）と課税対象被相続人の推移

平成20年中に亡くなられた方は114万人、このうち相続税の課税対象となった被相続人は4.2%の4万8千人であったが、平成29年中の被相続人数は20万人増の134万人となり、課税対象被相続人数も8.3%の11万2千人といずれも増加している。



5. 相続税の課税価格及び税額の推移

平成29年の課税価格は15.6兆円に対し税額は2兆円であった。(約13%)



注1「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

注2上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。